



病院からのご案内

施設基準要件・通年揭示

■ 外来受診における選定療養費について

下記に該当する患者さんには、選定療養費を請求させていただきます。

「初診」他の医療機関からの紹介状なしで受診する場合 **7,700円（税込）**

「再診」担当医から他の医療機関への紹介を提案された後も、当院受診を希望する場合 **3,300円（税込）**

ただし、救急車搬送、労災、公費負担医療を受けている患者さん等、一部対象外となる場合があります。

■ 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認行う体制を有しています。

- ・電子処方箋発行を行う体制を有しています。
- ・受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得・活用する等、医療DXを通じて、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証（マイナンバーカード）のご利用をお願いいたします。

■ 外来腫瘍化学療法診療料1について

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ・患者急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を設置しています。

■ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に取り組んでおり、後発医薬品使用体制加算に係わる届出を行っています。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。また、医薬品の供給が不足等した場合は、投与薬剤の変更をふくめ治療計画の見直し等、適切に対応いたします。

■ 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、**明細書の発行を希望されない方**は、事前に下記担当にお申し出ください。

○外来患者さん・・・各科外来窓口 ○入院患者さん・・・各病棟事務

■ 保険外併用療養請求について（180日を超えて入院される患者さんへ）

180日を超えてご入院される患者さんにおいて、入院医療費の一部が自己負担となる場合があります。対象となる患者さんには保険外併用療養費として下記のとおり請求させていただきます。

○対象の方：同一疾病による当院・他院の通算入院期間が180日を超え、厚生労働省の判断基準に照らし合わせて入院医療の必要性が低いと判断された方が、入院を希望した場合。

○対象外の方：厚生労働省の判断基準の状態に該当しており継続して積極的な入院治療が必要な場合。

○自己負担金額：令和6年6月1日以降、1日につき**2,783円（税込）**